

平成26年9月1日発行
- No.171 -

さくurai 市議会だより



市民とともに、より開かれた議会をめざして

平成26年
6月定例会

平成25年度一般会計決算見込
1億8千万円余りの単年度黒字

議会審議のあらまし

6月定例会における本会議での審議の概要は、次の通りです。

まず、6月5日に開会し、市長より提出議案の理由説明がありました。

次に、12日の本会議において別記のとおり熱のこもった一般質問が行われました。

続いて16日に議案審議があり、報告案件6件は全員異議なく承認等されました。議案第21号から第23号については、委員会付託を省略して審議の結果、全員一致で可決されました。議員発議による意見書3件について、2件は、原案どおり可決され、うち1件は討論のあと、採決され、賛成少数で否決されました。

また、議員発議による決議1件は討論のあと、採決され、賛成多数で可決されました。

次に、議会推薦の農業委員会委員に4名の推薦があり、原案どおり可決されました。

続いて、市長より人事案件

1件の提出があり全員一致で承認されました。

以上、付議されました案件の審議はすべて終了し、同日をもって閉会致しました。

トピックス

議会報告会を
開催します

第1回桜井市議会報告会 開催のお知らせ

日時
平成26年11月15日(土)
午後2時～3時30分

会場
市役所2階大会議室

内容
①平成26年9月定例会の報告
②意見交換会

※事前申し込みは不要です。
お気軽にご参加ください。



○ 桜井市議会は、平成26年4月に制定した議会基本条例

例にのっとり、市議会の公開性を高め、市民の皆さまに議会を身近に感じていただき、議会の活動を知って

いただくため、新たな試みとして「議会報告会」を開催いたします。

多くの市民の皆さまのご参加をお待ちしています。

議決結果

議案番号	件名	概要	議決結果
報第7号	専決処分報告、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	車両事故による物損事故について、損害賠償額を定める	承認 （賛成全員）
報第8号	専決処分報告、承認を求めることについて（平成26年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号））	平成25年度住宅新築資金等貸付金特別会計が7,224万2,628円の赤字決算になるため26年度会計から繰上充用して補填	承認 （賛成全員）
報第9号	専決処分報告、承認を求めることについて（平成26年度桜井市駐車場事業特別会計補正予算（第1号））	平成25年度駐車場事業特別会計が8,321万3,715円の赤字決算になるため26年度会計から繰上充用して補填	承認 （賛成全員）
報第10号	平成25年度桜井市繰越明許費繰越計算書の報告について	平成25年度会計にて繰越した地上デジタル放送共同受信施設整備事業等について、繰越明許費繰越計算書の報告	報告 （賛成全員）
報第11号	平成25年度桜井市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	平成25年度会計で繰越した送配水管整備改良事業等について、予算繰越計算書の報告	報告 （賛成全員）
報第12号	桜井市土地開発公社、桜井市清掃公社、桜井市医療センター及び桜井市文化財協会の経営状況を説明する書類の提出について	平成25年度の決算及び平成26年度予算の報告	報告 （賛成全員）
議案第21号	桜井市税条例等の一部改正について	地方税法の改正等に伴う改正	可決 （賛成全員）
議案第22号	桜井市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に準じた改正	可決 （賛成全員）
議案第23号	訴えの提起について	道路往来危険解消のための家屋撤去を求める訴えを提起するため、議会の議決を求める	可決 （賛成全員）
発議案第3号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について	提出先 内閣総理大臣	可決 （賛成全員）
発議案第4号	労働者保護ルールの見直しに関する意見書の提出について	否決のため提出されず	否決 （賛成少数） ※賛否は別表
発議案第5号	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について	提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣	可決 （賛成全員）
発議案第6号	奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について	提出先 大和郡山市長	可決 （賛成多数） ※賛否は別表
推第2号	農業委員会委員の推薦について	大字初瀬 藤井 孝博氏 大字大福 工藤 行義氏 大字箸中 杉本 義衛氏 大字穴師 楠本 芳照氏	承認 （賛成全員）
諮第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	大字高田 西岡 良文氏 大字戒重 浦前 正巳氏 大字三輪 榮嶋 勇次氏 大字笠 中森 志保子氏	承認 （賛成全員）

各議員の賛否（賛成・・・○ 反対・・・× 棄権・・・△ 欠席・・・－） ※議長は表決に加わりません

議員	井戸 良美	大西 亘	工藤 将之	阪口 豊	我妻 力	西 忠吉	藤井 孝博	吉田 忠雄	岡田 光司	土家 靖起	東 俊克	東山 利克	万波 迪義	工藤 行義	札辻 輝已	高谷 二三男
議案																
発議案第4号	×	×	○	×	－	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	議長
発議案第6号	○	○	○	○	－	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	議長

市政について ここが 聞きたい

（代表質問・一般質問）

公明党代表質問

万波 迪義議員



地域包括ケアシステムの構築について

問 本市の4月30日現在の65歳以上の人口割合は27%を超えており、2025年には、32%になると予想されている。高齢化が進む中、社会保障の見直しや介護の担い手不足も予想され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は喫緊の課題である。現状と取り組みなど、次の点に

ついて聞きたい。①ニーズ調査と分析②介護保険の運営状況と課題③平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の策定作業の進捗状況④在宅での介護サービスの取り組み⑤認知症高齢者対策について

答（市長） 奈良県に設置された地域包括ケア推進室と連携を図りながら、本市では昨年度「桜井市地域医療福祉懇話会」を立ち上げ、地域医療・福祉の推進にかかわる課題やニーズを把握し、医療や介護が連携した地域における包括的かつ継続的



在宅医療・福祉分科会の様子

な支援体制の充実に努めている。さらに「救急医療」と「在宅医療・福祉」の分科会を設け、個別課題の克服に向けて議論を行っている。地域包括ケアシステム構築にあたっては「在宅医療・福祉分科会」で、医師会、歯科医師会、薬剤師会、済生会、中和病院、民生児童委員連絡協議会、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、桜井保健所等と協議しているところである。①平成27年度からの3年間を期間とする第6期介護保険事業計画の策定の中で、生活状況等の日常生活圏域ニーズ調査を行い、分析したい。②平成22年度から3年間で約21%の伸び率であり、高齢化に伴う給付費の増加が顕著に表れている。厚生労働省作成の「見える化」システムを十分活用し、地域の現状把握に努めたい。③本年7月中旬からニーズ調査

を実施し、計画の策定を進めながら、本年度中の策定を目指している。④市内では訪問介護、訪問看護、小規模多機能型居宅介護などの事業所がサービスを提供しており、今後は、「在宅医療・福祉分科会」の意見を聞きながら、サービスの充実を図りたい。⑤認知症サポーター養成講座に参加されている市民を中心に、地域での認知症の方やその家族を支える介護サービスの整備を進めたい。

「ヘルプカード」の普及について

問 障がいや難病を抱えた人が、障がいの特性や具体的に必要な支援内容をあらかじめ記載し、携帯することで、緊急時や災害時に周囲の方のスムーズなサポートを可能とする「ヘルプカード」の作成配布が全国各地の自治体で既に始められているが、本市ではどうか。

答（市長） 今後、緊急連絡先や必要な支援内容など、記載内容を検討するとともに、導入に向け、さまざまな検討を進めたい。

新聞紙の持ち去り防止対策について

問 年間の被害額が、160万170万円にもなると聞いている。何回となく質問もしてきたが、この間効果的な対策がとられているとは思えない。市の資源物としての所有権を明確化するために、新聞紙の搬出場所の徹底にむけた周知方法等を検討する必要があるのではないか。注意した市民が危険な目にあつたという情報もあるので、早急に警察等との連携による防止対策の強化をしてほしい。

答(市長) 市民の方々が分別収集に伴う資源物、有価物として出していたいていることを踏まえ、対策強化に向け、今後も桜井警察署と緊密な連携を図り、張り込み、合同パトロール等を行うなど、被害の拡大防止に努めていきたい。



一般質問
東 俊克 議員



中心市街地活性化のまちづくりについて

問 我が国は、人口減少・少子高齢化時代を迎え、平成47年には本市の人口は49,337人に減少する。65歳以上は17,229人になり、3人のうち1人が高齢者になると予測されることから、このような社会の到来に対応した、子どもや高齢者が歩いて暮らせる、「コンパクトなまちづくり」が求められている。本市の中心市街地の取り組みについて聞きたい。また5月18日に桜井の本町通り5丁目目で火災が発生し、民家や空き家など約10棟が焼失した。幸いにも人が無かったが、火災現場の整備は進んでないように見られる。今後の対応を聞きたい。



アーケードが撤去された桜井本町通り

い。

答(市長) 現在、市内の各地域では、景観・環境、福祉や農業など、様々なテーマで地域と行政が連携した協働によるまちづくりが行われている。県の三輪参道整備に伴うまちづくりをはじめ、本町通り周辺のまちづくりや初瀬のまちづくり、忍阪のまちづくりなど、各地域、エリアごとに地域が抱える課題を解決するため、本町通りを中心とした桜井駅南口周辺エリアのまちづくりについても、現状の

課題や分析、また本町通りの景観や賑わいの創出、さらには必要な機能について地域と行政が一緒になって話し合い、共に取り組むことが必要であると考えており、検討会を立ち上げるべくその作業を進めている。そこでの議論が深まれば、関係の皆様にも参加をいただき、さらに発展

第3次行財政改革について

させていきたい。次に火災現場につきましては、瓦れきが道路上に散乱し、また焼け残った建物が道路上に倒壊する恐れもあることから、罹災後速やかに一部区間について通行止めの措置を行い、現在、復旧工事に関し関係者への説明を終え、着手すべく施工業者と打合せを行っているところである。被災された方々の負担を少しでも軽減するため、グリーンパークで処理可能な物については、受入れる対応を取っている。

問 本市は、行財政改革への具体的な取組として「第1次・第2次行財政改革プログラム」の実施により、平成22年度決算から黒字を計上することができた。しかし、この黒字化は行財政改革の取組効果だけでなく、三位一体改革で減少した地方交付税が平成22年度以降増額されたことも大きな要因で、本市の歳入に占める国からの地方交付税の割合は依然として3割近くあり、自主財源不足は慢性化していると考えられる。5月に「桜井市行財政改革大綱」が策定されたが、今後の、具体的な取組みとしてのアクションプランの策定計画について聞きたい。

答(市長) 新しい大綱は、第1次、第2次の行財政改革の取組みを基本的に引き継ぎながら、財政規律に重心を置いた行財政改革から、政策実現のための行財政改革へ転換し、第5次総合計画における、まちづくりの実現を目指している。また大綱の基本理念は、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活

力ある将来のまちづくりを推進する」とし、行政を経営するという視点に立ち、限られた経営資源を有効に活用し、選択と集中によるメリハリをつけたまちづくりに取り組んでいくための指針が新しい行財政大綱である。大綱の見直しに当たり有識者10名による行財政改革推進懇話会を設置し、審議いただいた意見を踏まえ、8月中には行財政改革推進本部会議でアクションプランを決定し、9月には、市議会への説明と市民への公表というスケジュールで作業を進めたい。

一般質問

岡田 光司議員



行政のBCP（業務継続計画）について

問 災害対策基本法により策定が義務付けられた「地域防災計画」の見直しを、本

年度に行うと聞くが、どのように考えているのか。行政には大規模災害などの有事の際であっても、市民の生命や生活及び財産を守るために業務を継続する責務がある。東日本大震災以降、業務が復旧するまでのレベルや時間を考え、優先させるべき業務を特定し、必要な対策をあらかじめ準備するBCP（業務継続計画）を策定する自治体が増えているが、本市の考えはどうか。災害は今日、明日に起こるとも限らない。庁舎の倒壊等も想定した災害対策本部の設置マニュアルやICT（情報通信技術）部門におけるBCPについては、最優先に検討されなければならないと考え

答（市長） 地域防災計画の見



災害時に対策本部が設置されることになる庁舎

直しについては、県地域防災計画に準じて進めることとなる。県の見直しの観点

が、住民の命を守るために重要な住民避難を柱とし、安全な避難所のあり方や避難ルートの整備・確保などと定められている。本市においても、地区ごとの防災危険度を調査し、地区別カテゴリー作成に係る基礎資料の作成や指定避難所等の規模、機能等の調査を実施し、各避難所に対する災害危険性や収容能力等を評価した避難所台帳を作成したいと

考える。また、福祉避難所が現時点で指定箇所として無いため、市内の福祉施設運営事業者等のご理解・ご協力を得て協定等の締結を行いたい。BCPについては、重要な計画であることは認識しているが、全庁的に取り組む必要もあり、実現に向けて先進事例等の調査・研究を進めたい。

答（副市長） ICT部門のBCPについては、その内容から重要と考える。担当課とも話をして、検討を進めたい。

答（危機管理監） 罹災時に対応できる体制づくりは重要な課題と認識しており、財政的なことも含め、今後検討していきたい。

有価資源に対する考え方について
問 地球規模で環境問題や資源問題を考えた時、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。本市においては、一般廃棄物の分別収集を平成10年に試行し、平成12年4月より市内全域で分別収集を

開始してきたが、推移状況はどうか。特に新聞紙の減少については、どのように考え、どのような対策を講じているのか。また、平成25年4月に施行された小型家電リサイクル制度は、これまでの製造者と特定のものに義務を課す義務型のリサイクル法と違い、関係者が協力して、自発的にリサイクルを行うものであり、再資源化を実施する促進型の制度とされている。本市の廃棄物の処理及び再利用に関する条例にあるように行政の責務と捉え、いち早く取り組むべきではないか。

答（市長） 平成21年度から平成25年度の資源ごみの推移は、ほぼ横ばいであるが、新聞紙については、約48%減の516トンである。その原因としては、購読者の減少や大手スーパードライヤーによるポイントカードサービスの普及、さらには、集積場における持ち去りが考えられる。持ち去りの対策として、警察署との緊密な連携を図り、合同パトロール等により被害の拡

大防止に努めたい。有用金属の再資源化については必要と理解しているが、輸送コストや現行施設の環境整備等の課題もあり、引き続き検討したい。

答（環境部長） 現在、先進地の事例を参考に回収方法など検討中であり、まとまり次第報告したい。

一般質問
土家 靖起議員



池之内地区におけるほ場整備について

問 池之内地区のほ場整備は、平成10年度から平成19年度を期間とした事業であるが、区画整理が済んだにもかかわらず、未だに換地処分がされていない。このままでは実際の土地の形状と所有権関係が一致しない状況が続くこととなる。事業主体はどこか。この事業には15%の地元負

担が既に出され
ており、34名の
受益者は早期の
事業終了を望ん
でいる。未だに
登記もされず、
工事の終了がな
されていないの
はなぜか。当時
組合からも設計
が疑問視されて
いたと聞く。地
元と十分な調整
等がなされてい
れば、残事業な
ど出ていないの
ではないか。平成25年4
月に市の担当者が地元と
の話し合いの中で、50か
所と聞いている残工事を
含め、「3年を目標に完了
したい」とのことであつ
た。既に1年が経過したが、
平成20年度からの残工事の
優先順位の調査に対する返
答さえも未だにない。地元
役員との協議については、
期日を示すべきではない
か。また換地にむけて、農
事組合法人の設立や地元説
明会が必要と考えるがどう
か。

答（市長） 平成19年度にほ場



ほ場整備事業（池之内地区）

事業を完了し、残事業につ
いては市単独事業で対応
し、換地の手続きに入つた
が、地権者の同意が得られ
ず、権利の確定ができてい
ない。積み残してきた課題
の一つとして、地権者の理
解を得て、早期に解決した
い。

答（まちづくり部長） 農地の

規模拡大を図り、農業収入
の安定を図ることを目的と
して、受益者の要望にに応
えるため、市が事業主体と
なっている。市の単独事業
として残っている残事業、
補修事業、要望事項につい

ては、平成25年度に資料の
精査、現地調査作業を実施
し、耕作時期を避けた作業
目標をたてていたが、台風
18号の影響で対応できてい
ない状況にある。災害の処
理が完了後、平成26年度の
他の事業との調整を図り、
地元役員の方々と話し合い
を持ち、できるだけ早く取
り組みを進めたい。権利者
の皆様には換地業務と並行
し、良好な農地を維持して
いただくためにも農事組合
法人の設立をお願いし、市
としても換地に向け協力し
ていきたい。

職員の採用、人事計画につ

問

職員の採用については、
将来的な年齢構成や分野別
職員数等を詳細に分析した
上で、毎年適正な採用計画
を立てることが望ましいと
考える。とりわけ環境部の
清掃作業員については、平
成26年度から資源ごみの収
集を民間委託することに
なっていたにもかかわらず、
当面直営とし、今年度
には3名もの新規採用を
行った。詳細に分析した採
用計画のもと、是非とも採

用を凍結し、将来的に民間
委託につながる体制づくり
が必要と考える。新たな行
財政改革アクションプラン
ではどのように考えている
のか。また現在、病気休暇
を取得している係長が2名
いると聞くが、休職となつ
た時点で人事課付等とし、
早急に新たな役職職員を配
置することが組織運営上必
要ではないか。昨年度も係
員が不在の係があつたよう
だが、病気休職者への対応
を考慮した人事計画につ
いて聞きたい。

答（市長） 今まさに役職職員

の配置に支障が出ているこ
ともあり、職員採用につ
いては平成30年度までの定員
管理計画のもと、定年退職
者や早期退職者の状況なら
びに財政状況を踏まえ、毎
年適切な採用を行ってい
きたい。現在、新たな桜井市
行財政改革大綱に基づき、
有識者会議による外部の視
点及び専門家意見を取り
入れた行財政改革アクション
プランの策定作業を進め
ている。清掃作業員につ
いては、それをもとに組織や
業務の改善を実行してい

たい。病気休職者については、復帰を第一義と考えるが、長引き事務に支障をきたすようなことがあれば、人事課付も含め考えたい。

一般質問

吉田 忠雄議員



桜井市高齢者総合福祉センターについて

問 市の財政難を理由に休止していた浴場施設を、今年4月から2000円の受益者負担をいただくことで再開し、センター行きのコミュニティバスも往復540円のところを2000円の負担で、運行されている。これにより、昨年9月の定例議会において、市長は浴場施設の休止や巡回バスが廃止される前のセンター利用者の1日平均211人から、浴場施設の休止と巡回バスが廃止されてからの平均35人に激減していた利用者

を、2倍となる1日平均70名と見込んでいると答弁された。そこで4月と5月の月別のセンター利用者数と浴場施設の利用者数、ならびに1日平均の利用者数を聞きたい。この2か月余りの間、利用者の増加に向けた取り組みと、結果についてどのように考えているのか。本市においても急速な高齢化が進み、センターの果たす役割は本当に大きなものがある。多くの高齢者が気軽に利用できるよう、巡回バスは不可欠であり、センター事業にもっと予算を重点配分してはどうか。また中学校区ごとに月一回開かれている老人クラブ連合会の利用を要望があれば増やすなど検討してはどうか。

答（市長） 4月の開館日数は20日、施設利用者数995名、1日平均50名、浴場施設利用者数325名、1日平均16名。5月の開館日数21日、施設利用者数836名、1日平均40名、浴場施設利用者数297名、1日平均14名であった。老人クラブ連合会の総会や役員を

通じての呼びかけ、機関誌「竜吟」での広報、公共施設でのポスター掲示や老人クラブのブロック別研修会をセンターで開催してもらうなど、利用促進を図っている。目標と現実の差については、事前の広報不足が大きな要因と考え、より一層の周知を図りたい。センターの果たす役割は非常に大きいものがあると考え、ことから、市のマイクログラスを利用した老人クラブのブロック別研修会については、今後の利用状況により、回数を増やすことなども検討したい。

ヤマト桜井店跡地について

問 亀山製絲株式会社が地権者である栗殿の製糸工場跡地に、ショッピングセンターあるいは総合スーパーが商業施設として出店され、身近で気軽に買い物ができ、長年地域住民に親しまれてきたヤマト桜井店が閉店された。その後、1年8か月経過するが、「早く衣食住に関連した商業施設が、また来てほしい」という声を耳にする。昨年9月には地元の栗殿区長名

で市に対して嘆願書が提出され、翌10月には市長の命を受け、職員が直接、亀山製絲に地元区の要望を伝えたと聞いている。しかし、今年になり「パチンコ店出店の協議がされているのではないか」という情報があるが、掌握できているか。交通渋滞による事故や現金を扱うことから治安を心配する地域住民も多い上に、山の辺の道の出発点としても、これ以上のパチンコ店などの遊戯場は誘致すべきでないと考え。市として、

亀山製絲に強く申し入れるとともに、引き続き情報収集に努めてほしい。

答（市長） 平成25年9月には栗殿区より新たな商業施設を誘導するよう嘆願書もいただき、それを受け、10月上旬に、地域住民と本市の意思を伝えるため、担当部長を亀山製絲に出向かせ、地域住民はこれまでのように衣食住に密接した商業施設の誘致を望んでいることを伝えた。その時には、地域にもこれまでお世話になってきた経緯もあり、地域住民の意思に沿うような方向で検討したいとのことであった。ただ、近隣商業地域という用途制限に抵触しない限り、民間での商業活動となることから事業者の意思、誠意に期待するしかないのが現状であり、地域とも協力し地域住民の意思はこれからも伝えていきたい。



ヤマト桜井店跡地（6月現在）

い。

一般質問

工藤 将之議員



危機管理体制について

問 市長は、本年度、設置した危機管理監や危機管理課に何を期待し、どのような役割を望むのか。地震災害時職員用初動マニュアルが、平成22年度修正版から変更されていない。有事に対する備えは万全と言えるのか。危機管理監は、どこをどのように訂正する考えか。有事の際、本市にある50数か所の避難所を開設するにあたり、判断を誤るとガス爆発を誘発する恐れもある。行政の職員は「通常時勤務施設に参集する」とするだけではなく、避難所の近くに住む職員が開設に当たるなど、安全にかつ早期に住民の安心できる体制をとれるようにしてはどうか。環境部においては、6

時間以内に対応しなければならぬ災害対応を「その他必要と認めること」としているだけである。環境部には若い職員も多く、瓦れきの撤去など、緊急事態に



一斉地震行動（シェイクアウト）訓練のようす

か。

答（市長）

危機管理監には危機事案が発生した場合、迅速な対応が必要となることから、市長を補佐し、必要に応じて対策会議等を開催し、トップダウンによる即断・即決かつ迅速・的確に対処するとともに、全庁的な指揮命令を行い、危機事案を一元管理して統率のとれたより実践的な対応を求める。危機管理課には、関係部局との連携を図り、職員を指揮監督することにより早期解決を目指し、住民の生命・身体・財産を守ってもら

答（危機管理監）

対応できるように考えるべきである。昨年度、緊急地震速報が誤報で発令されたが、来庁者を避難誘導する体制がとれていない。これは由々しき事態であり、対策を検討し、これらを含めたマニュアルの早期改訂など危機管理監のリーダーシップに期待するがどう

改定版は、地震だけではなく風水害を含めた、災害時の初動マニュアルとし、早期に作成したい。昨年12月に消防団等の充実強化法ができたことに伴い、消防団には地震等にも対応いただく協体制を現在検討しており、自

主防災組織との連携も含め、避難所の開設については柔軟に対応したい。環境部の若手職員には、事案把握後に応援要請も考えた

波及効果を鑑みた経済政策について

答（市長）

現在、市の産業に位置づけられていないが、山間地をもち、材木で発展してきた歴史から、「バイオマス」に目を向けた研究を進めるべきと考えるがどうか。

現在、本市における経済施策の一つに中和幹線沿いの企業誘致があるが、雇用や税収面などの波及効果などの程度見込み、完了後の企業誘致係や施策等はどうようにしていく考えか。行財政改革大綱において、歳入の確保を重要課題とし、企業誘致を掲げるのであれば、もっと市内もしくは近隣地域における波及効果に目を向け、選択と集中を図るべきである。波及効果の算定には、奈良県の産業連関表を用いたというが、兵庫県や岡山県の本市より人口規模の少ない市でも、この産業連関表を独自に作成し、政策に活用することにより成果を上げている。本市も独自に、もしくは近隣地域とともに作成する考えはないか。基幹産業を見つめなおす上でも有効であ

波及効果は県の産業連関表を用い、県全体で72億円と見込んでいる。企業誘致の効果としては、設計業務や測量、今後の商業施設建設とそれに伴う材料調達や運搬等、幅広い影響を予想しており、少しでも多くの市内事業者の利用を企業側に申し入れている。開店後は、地域雇用の拡大や税収の増加等に期待している。企業誘致係については全地域に立地させることを最優先に取り組み、その後は、中心市街地や三輪参道沿道等への民間事業者の誘致も重要業務と考えている。市独自の産業連関表は他市の状況を調査し、研究課題としたい。バイオマスも含め、身近な資源をうまく活用し、地域の活性化につなげることは賛同するところであり、一層研究しながら、民間で声が出てきた

場合は、一緒に考えたい。

一般質問

大西 亘議員



発達障がい者支援について

問 平成17年4月に「発達障

害者支援法」が施行され、本市においても様々な支援が実施されているが、まだまだ十分とは言えない。発達障がいの症状は幅広く、家族や本人も気づきにくい上に、社会の理解も十分にされていないため、早期発見や支援体制の整備が阻害されているといわれている。発達障がいのある子どもが社会に適応する力を身につけながら、自分らしく成長できるようにするためには、早期に気づき適切な療育につなげるのが重要と考える。そこで以下の点について聞きたい。①早期発見の取り組みについて②発達障がい児に対するきめ

細かい適切な支援について③発達障がいに対する教師等や市民の理解を深める取り組みについて④専門的な知見をもつ作業療法士や母親の心理的なカウンセリングを含む心理士等の不足について⑤市教育委員会では、障がいのある幼児、児童生徒への対応等に関し、専門的な知識や経験を持つ巡回相談員を派遣し、実態把握と早期発見を行い、保護者及び学校、園への適切な支援について助言を行っているというが、小中学校でどれ程の相談件数があり、何名で対応しているのか⑥小中学校の通常の学校に在籍し、比較的軽度の言語障がいや情緒障がい、注意欠如多動性障がいなどがある児童生徒に対し、各教科の指導を通常の教室で行いつつ、個々の障がいの状況に応じ週1から8単位ぐらい特別な指導を行う「通級指導教室」を県内10市で設置されていると聞かすが、本市の考えについて⑦ゼロ歳児から社会人となった以降も発達に合った切れ目の支援を、関係する部署、



桜井市福祉センター

機関が連携して行う体制づくりの構築が必要と考えられる。総合的な支援のネットワークということでは、「リンクノート」を活用している市もあるがどうか。

答 (市長)

①乳幼児の定期健診等を通じ、取り組みを進めている。②就学前は、社会福祉協議会が運営するクローバー学園(児童発達支援)、県総合リハビリテーションセンター(医療型児童発達支援)への通所支援、就学後は放課後等デイサービスによる通所支援を行っ

ている。③保育士については、県や保育士会、民間事業者の主催する研修会等への参加を促進している。④療育教室等に定期的な臨床心理士や作業療法士等が巡回し、スタッフや保護者に適切な専門的助言を行って

市民が発達障がいについて知る機会を増やすとともに、先進事例も参考にし、関係する部署、機関の相互連携に努めたい。リンクノートは、身近な相談窓口の情報と発達障がいを持つ本人の記録で構成されており、活用することにより、本人を中心とした総合的な支援ネットワークを築くことが目指されている。本市もホームページに掲載し必要な方が利用できるようにしているが、今後より一層PRし、利用の促進を図りたい。

答 (教育長)

③新任教員につ

いては、初任者研修時に発達障がいについての理解と研修に努め、各学校には特別支援教育コーディネーターを設置し、研修会への参加、児童生徒の実態把握や各担任への支援を行っている。市教育委員会としては、8月に全教職員を対象に発達障がいに関する理解と支援に向けた研修会を実施している。保護者に対しては家庭教育学級等の研修において、支援を要する子どもへの理解推進に努めている。⑤巡回相談員については1名を委嘱、相談件数は平成20年度で57件、平成26年度で154件と年々増加していることから、相談時間を短縮し対応しており、今後の検討課題としたい。⑥通級指導教室を開設するには、県に教員の加配要請を行うとともに、市として教室設置場所の選定、教材等の準備が必要となり、現在、設置に向けて進めている。